

令和7年度石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）について

（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金等））

高校生等がいる世帯で収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

1. 支給要件…以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 収入の急激な減少により、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当(0円)となる見込みであること(両親の場合は双方とも非課税であること)
専攻科については保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満相当または264,500円未満であり扶養する子が3人以上であることに相当する見込みであること
- (2) 令和7年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (3) 対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
(高等学校、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)

2. 給付額

- (1) 令和7年7月1日までに家計急変が生じ、令和7年9月末までに申請書等を提出した場合は、下記の給付年額(12ヶ月分)が支給されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付年額(12ヶ月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
イ 所得割の合計が105,500円未満である世帯			10,100円
ウ 所得割の合計が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯			

- (2) 令和7年7月2日以降に家計急変が生じ、令和8年2月末までに申請書等を提出した場合は、家計急変の発生時期及び申請時期によって、給付額が異なります。
この場合の給付額は、申請書を受理した日の翌月(受理した日が1日の場合は当月)から令和8年3月までの月数(対象となる月数)を12ヶ月で除し、給付年額を乗じた月割換算額になります。
- (3) 奨学金の入金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃になる予定です。
- (4) 災害により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、別途64,800円が加算されます。詳しくは、下記の学校事務室へお問い合わせください。

3. 申請方法

- (1) 2. の世帯区分に応じて、「○」がついている書類を学校事務室に全て提出してください。
- (2) 就学支援金の申請の際、保護者(両親の場合は双方)等のマイナンバー情報を学校に提出していない場合は、下記の書類のほか、令和7年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)も併せて提出してください。
- (3) 能登半島地震の影響で、⑤や⑥の書類が提出できない場合は、学校事務室へご相談ください。

世帯区分			必 要 書 類
ア	イ	ウ	
○	○	○	① 【様式1-2①】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変 国公立用)
○	○	○	② 【様式2】振込口座申出書
		○	③ 【様式3】扶養親族申告書
○	○	○	④ 保護者(両親の場合は双方)等全員が記載された住民票(市町発行)※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
○	○	○	⑤ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、解雇通告書、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書、罹災証明書などの写し
○	○	○	⑥ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ・雇用主が作成した家計急変日以降の月額給与見込額(3ヶ月分)、または直近3ヶ月分の給与明細書の写し ・個人事業主の場合は、税理士または公認会計士が作成した直近3ヶ月分の事業収入が確認できる資料及び直近の確定申告の写し など

右のQRコード又は、石川県電子申請システム（県 HP）から、スマートフォン・PC 等による申請もできます



令和7年度教育費負担軽減奨学金(家計急変) 対象確認シート

7月1日現在、保護者等(※)の居住地は石川県ですか？

YES → 7月1日現在、高等学校等に在籍していますか？

NO → 各都道府県により、申請書類の提出期限が異なります。保護者等の居住地の都道府県にお問合せください。

YES → 今年の1月1日以降、収入が急激に減少する、扶養する子が3人以上となるなど家計の急変が生じましたか？

NO → 該当しません

YES → 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税の所得割が非課税(0円)相当ですか？
専攻科の場合は、保護者等全員の所得割の合計が105,500円未満相当
または264,500円未満であり扶養する子が3人以上であることに相当しますか？
下の＜参考＞「非課税世帯の収入の例」を参照し、家計急変発生後1年間の年収見込み額を推計して判断してください。

YES → 教育費負担軽減奨学金の対象となりますので、申請書や必要書類を提出してください。

NO → 該当しません

＜参考＞非課税世帯の収入の例
○3人世帯 約221万円未満
○4人世帯 約271万円未満
○5人世帯 約321万円未満

給付年額(12ヶ月分)

世帯区分	課 程	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
非課税世帯		143,700円	50,500円	50,500円
所得割の合計105,500円未満である世帯				10,100円
所得割の合計が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯				

(※)保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる生計維持者です。(主たる生計維持者もない場合は生徒本人です。)

- ・給付年額(12か月)の支給は、家計急変が令和7年1月1日から7月1日までに生じ、指定期日までに申請書類を提出した場合に限ります。
- ・令和7年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が変わります。